

令和7年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和8年1月21日
法人名	社会福祉法人ぱれっと

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>貴法人の評議員において、当該年度の評議員会（4回開催）をすべて欠席している者があった。</p> <p>ついては、評議員の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に評議員を選任することがないよう、欠席の続く評議員は適切なものへの改選を検討すること。【根拠法令】社会福祉法人審査基準3の1（3）</p>	<p>【是正措置】 令和8年度より、年度当初に評議員会開催予定日（年1回）を確定し、書面または電子メールにより全評議員へ事前通知を行う体制とした。また、各回の開催前に出欠確認を行い、その記録を保存することとした。</p> <p>【再発防止策】 評議員の出席状況について、連続欠席または著しい欠席が認められる場合には、評議員選任・解任委員会において適格性を確認し、必要に応じて改選を検討する運用とした。当該検討内容については、議事録に記録する。</p>	次回開催時是正
<p>貴法人の理事において、当該年度の理事会（5回開催）を2回以上続けて欠席している者がいた。</p> <p>ついては、理事の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、名目的・慣例的に理事を選任することがないよう、欠席の続く理事は適切な者への改</p>	<p>【是正措置】 理事会開催にあたり、資料を事前に送付するとともに、欠席する理事からも事前意見を提出できる体制を整備した。</p> <p>【再発防止策】 理事の出席状況および関与状況について定期的に確認し、理事としての適格性を理事会において検討する運用とした。</p>	次回開催より是正

<p>選を検討すること。【根拠法令】社会福祉法人審査基準3の1(3)</p>		
<p>改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。</p> <p>今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p> <p>【根拠法令】社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項</p>	<p>【是正措置】 当該監事改選において、現任監事の過半数の同意を得た事実について、書面による同意書の作成および理事会議事録への明記が行われていなかったことを認める。</p> <p>【再発防止策】 今後、監事の改選を行う場合には、現任監事の過半数の同意を必ず書面で取得する。 当該同意の有無および同意者数については、理事会議事録に明記する。 監事同意書の様式を整備し、改選時の必須書類として運用する。</p>	<p>次回監事改選時より是正</p>
<p>令和6年7月16日開催の第2回理事会の招集手続きについて、令和6年7月9日に開催通知が発出されており、開催の1週間前までに発出されていなかった。</p> <p>今後は、理事会の招集に際し、適切な手続きを行うこと。本件については、前々回文書指摘としている。</p> <p>【根拠法令】社会福祉法第45条第9項により準用される一般法人法第94条第1項</p>	<p>【是正措置】 当該理事会については、招集通知の発出時期が法令で定める期間を満たしていなかったことを認め、今後は、理事会の招集にあたっては、開催日の1週間前までに招集通知を発出することを厳守することとした。</p> <p>【再発防止策】 理事会開催日を決定した時点で、「招集通知発出期限（開催日の7日前）」を明記した管理表を作成する。 招集通知の発出日を管理表に記録し、理事長または事務局長が期限内発出を確認する。 やむを得ず1週間前までの招集が困難な場合は、定款および関係法令に基づき、全理事の同意を得たうえで招集通</p>	<p>次回開催時是正</p>

	知省略の手続きを行い、その旨を議事録に明記する。	
令和6年8月2日に召集通知の省略により第3回理事会を開催しているが、理事全員の同意が確認できず、適切な召集通知がなされていないなかった。 今後は、召集通知の省略を行う際は、法令に従った手続きを行うこと。【根拠法令】社会福祉法第45条第9項により準用される一般法人法第94条第2項	<p>【是正措置】 召集通知省略を行う場合には、全理事の同意を事前に書面または電子メールで取得することとした。</p> <p>【再発防止策】 理事会議事録に、省略理由および全理事の同意を得た旨を必須記載事項として明記する運用とした。</p>	次回開催時是正
貴法人の多額の借財について、理事会の承認を受けている記録が議事録に記載されていなかった。また、内部規程（クレジットカード使用規程）を定めているが、同様に理事会の承認を受けている記録が議事録に記載されていなかった。 理事会は、法人業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録されている必要があるため、今後は、法令に従い厳格な議事録作成を行うこと。【根拠法令】社会福祉法第45条の14第6項	<p>【是正措置】 金額を伴う重要事項については、金額、契約相手、承認内容を議事録に明記することとした。</p> <p>【再発防止策】 議事録様式を改訂し、金額・契約内容を記載する欄を設けることで記載漏れを防止する。</p>	次回開催時是正
経理規程第32条第1項において、会計責任者は、毎月末日における月次試算表	<p>【是正措置】 毎月末締めで月次試算表を作成し、翌々月15日までに理事長へ提出する体</p>	次回より是正

<p>を作成し翌々月15日までに理事長に提出しなければならないとあるが、提出がされていなかった。</p> <p>今後は、経理規程に従い、適切な事務処理を行うこと。</p> <p>本件については、前々回口頭指摘としている。</p> <p>【根拠法令】経理規定32条第1項</p>	<p>制を整備した。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>月次処理チェックリストを作成し、作成・提出の確認を行う運用とした。</p>	
<p>予算の執行について、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとされているが、貴法人は補正予算を計上することなく収入及び支出していた。</p> <p>今後は、当初予算との乖離が発生する場合、補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を受けること。</p> <p>【根拠法令】社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2の(2)定款第31条第1項</p>	<p>【是正措置】</p> <p>当法人において、年度途中で当初予算との乖離が見込まれる場合に、補正予算を編成する手続きを行っていなかったことを認める。</p> <p>今後は、当初予算との乖離が見込まれる場合には、速やかに補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を受けたいうで、当該予算に基づき収入及び支出を行うこととした。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>月次試算表の作成により、当初予算と実績の乖離状況を毎月確認する。</p> <p>当初予算との乖離が一定程度以上見込まれる場合には、補正予算編成の要否を検討する基準を設ける。</p> <p>補正予算を編成する場合は、理事会及び評議員会の承認を必須とし、その内容を議事録に記録する。</p> <p>補正予算の要否判断から承認までの流れを内部手続として明確化し、関係者に周知する。</p>	<p>次回是正</p>
<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額においては、会計年度終了3</p>	<p>【是正措置】</p> <p>変更発生後3か月以内に変更登記を行う体制を整備した。</p>	<p>次回是正</p>

<p>か月以内に変更登記することとされているが、変更登記がなされていなかった。</p> <p>今後は、期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p> <p>本件については、前々回、前回と同様の指摘である。</p> <p>【根拠法令】社会福祉法第29条組合等登記令第3条</p>	<p>【再発防止策】</p> <p>登記事項管理表を作成し、期限管理を徹底する。</p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	--